

## 第3部 ミャンマーの外国投資法制

<b>第1章</b>	<b>総論</b> .....	<b>113</b>
第1節	はじめに .....	113
第2節	外国投資法制の概観.....	113
<b>第2章</b>	<b>外国投資に対する規制</b> .....	<b>114</b>
第1節	国営企業法.....	114
第2節	営業許可 (Permit to trade) .....	115
第3節	外国人による不動産関係権利の取得に係る規制 .....	116
第4節	外国人による株式取得に係る規制.....	116
<b>第3章</b>	<b>外国投資法</b> .....	<b>117</b>
第1節	外国投資法の意義及び概要.....	117
第2節	外国投資法における投資制限事業.....	120
第3節	今後の課題.....	126
第4節	今後の展望.....	128
<b>第4章</b>	<b>特別経済地域法</b> .....	<b>129</b>
第1節	SEZ 法の変遷 .....	129
第2節	改正 SEZ 法の概要 .....	129
第3節	今後の課題.....	132
<b>第5章</b>	<b>まとめ</b> .....	<b>132</b>

## 第1章 総論

### 第1節 はじめに

ミャンマーにおける外国投資法制の最大の特徴は、外国投資に対する参入障壁が法律上明瞭な形では存在しないという点である<sup>1</sup>。多くの新興国においては、外国投資の促進と国内産業育成のバランスを取るべく、一定の分野については外国投資を禁止する等、外国資本による出資比率を制限するといった政策が採用されることが多い。これに対してミャンマーにおいては、現段階ではそのような意味での外資規制は明確な形では存在していない。

もっとも、このことはミャンマーに一切の外資規制が存在していないということを意味している訳ではない。以下に述べるように、ミャンマーにおいては一定の分野については国営企業又は国営企業との合弁形態による事業のみが認められていたり、外国資本がミャンマーにおいて会社を設立するにあたっては一定の許認可が必要となったりといった規制は存在する。これに加えて、明文上は外国投資が禁止されていない領域であっても、許認可制度の運用を通じて事実上外国投資を規制するといった実務が存在する。

近年ミャンマーは積極的に対外投資を受け入れる政策を推進しており、特に外国投資法制については新たな立法が次々に行われている状況である。こうした立法においては特に透明性や予測可能性が求められる。しかし、以下に述べるように条文が曖昧であることにより、実務レベルの対応に過度に依拠した法律の運用がなされる恐れは依然として残っており、外国投資法制をどのように運用していくかはミャンマーにおける法治主義や法の支配の確立にとっての試金石になるとみられる。

本部ではこうした外国投資法制について、最新の動向も踏まえて説明する。

### 第2節 外国投資法制の概観

ミャンマーにおける外国投資法制は、大きく分けて①国営企業法、会社法その他の法律や実務に基づく外国投資に関する規制、②外国投資法に基づく投資優遇策及び③特別経済

---

<sup>1</sup> 後述するように外国投資法においては、一定の事業分野において外国資本に対して出資比率を制限する定めが置かれている。しかし、外国投資法はあくまでも外国資本に対する優遇策を定めたものであり、当該法律の適用を受けるかどうかは外国投資家が自由に決めることができるというのが建前である。そのため、外国投資法に基づく外資比率の制限は、多くの新興国に見られる外国資本に対する直接的な参入障壁とは言いがたい部分がある。

その一方で、法律の運用状況等に照らせば、ある一定の事業については外国投資法の適用を受けなければ事実上ミャンマーへの参入が不可能であるという場合がある。そうした局面においては外国投資法における外資比率の制限は直接的な参入障壁と同様の意味を持つことになる。このように、ミャンマーにおいては法運用の実態（必ずしも明文と一致しない）を理解しなければ法律の実質上の意味を理解することが困難な場合が多い。

地域法（SEZ 法）に基づく特別経済地域への進出企業への投資優遇策の3つから構成されている。

3者の関係については、ミャンマーにおいては外国投資を広範に禁止する法律は存在しないため、外国会社に対する規制（上記①）が存在しない領域については、外国資本は自由にミャンマーに対して投資を行うことができる。これに対して、外国資本に対する規制（上記①）が存在する領域については、外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）による外国投資優遇策の結果、外国資本による投資が許されることとなる。このように外国投資法（上記②）や特別経済地域法（上記③）は、外国資本に対する優遇としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している。

## 第2章 外国投資に対する規制

以上のとおり、ミャンマーにおける外国投資規制の全体像を理解するためには、法律や法律の運用など様々なレベルで実施されている外国投資に対する規制を理解することが出発点となる。こうした規制としては、国営企業法による規制、会社法に基づく営業許可の制度及びその運用、外国人による不動産関係権利の取得制限及び外国人による株式取得規制がある。本章ではかかる規制について概説する。

### 第1節 国営企業法

1989年国営企業法により、以下の分野については、国営企業又は国営企業と民間事業の合弁会社のみが事業を行うことができ、民間企業単独による事業は禁じられている。

国営企業法に基づく民間企業の事業禁止分野	
1	チーク材の伐採とその販売・輸出
2	家庭消費用薪材を除くすべての植林および森林管理
3	石油・天然ガスの採掘・販売
4	真珠・ひすいその他宝石の採掘・輸出
5	魚・海老の養殖
6	郵便・通信事業
7	航空・鉄道事業
8	銀行・保険事業
9	ラジオ・テレビ放送事業
10	金属の採掘・精錬と輸出
11	発電事業
12	治安・国防上必要な製品の生産

国営企業法に基づく規制は内資企業にも適用される（民間の内資企業も単独で上記の事業を行うことはできない。）ため、国営企業法は外国投資に関する規制ではない。しかし、内資企業であれば国営企業との合弁事業を通じてこれらの事業に参入することが外資の場合よりも運用上容易であるとされており、運用を通じて事実上の外資規制（内資優遇）が行われているのが現状であるとの評価も存在する。

## 第2節 営業許可（Permit to trade）

### 第1 法令上の規制

外国投資に関する最も代表的な規制は、会社法に基づく営業許可に関する規制である。会社法第27A条3項は、外国会社（Foreign Company）がミャンマーにおいて継続的に事業を営むためには、営業許可（Permit to Trade）を取得しなければならない旨を規定している。ここでいう「外国会社」には、ミャンマー以外の国の法律に基づき設立された会社に加え、ミャンマー法に基づき設立された会社のうち、全株主がミャンマー人である会社以外の会社、すなわち、一人でも外国人株主が存在するミャンマー法上の会社が含まれる（会社法2条2B項）。

この営業許可は後述する外国投資法の許可（MIC許可）とは別のものであるため、MIC許可を取得する場合であっても別途営業許可を取得する必要がある。営業許可の取得手続と登記等の設立手続は一体化しているが、実務上は一連の手続を終えるためには6ヶ月程度の時間を要するといわれている。

なお、営業許可については仮許可（Temporary Permit）という制度が実務上存在し、下記第2で述べる運用上の規制が存在しない事業分野についての会社設立であれば、申請から数日で仮許可が行われるのが昨今の運用である。しかし、この仮許可には明確な法的根拠は存在せず、その効果も必ずしも明らかではない。しかし、仮許可をもって事業を開始している例が圧倒的に多いのが現状である。

### 第2 運用上の規制

営業許可の種類は、商業（Trading）（小売業、卸売業、貿易業を指すと考えられる。）、サービス業及び製造業などの種類が存在する。有効期間は5年であり、5年ごとに更新が必要となる<sup>2</sup>。外国投資との関係で重要な留意点として、トレードカウンシルの命令（Order）のもと、ミャンマー政府は2003年頃から外国資本を1%でも含む外国企業に

<sup>2</sup> 2011年11月23日の告示により従来2年間だった期間が3年間に延長されている。更に2013年2月22日に発出された通告（Announcement No.1/2013）により3年の期間が5年に延長されている。

対して、「商業 (Trading)」にかかる営業許可の発給及び更新を停止しており事実上の外資規制が行われているという点がある。

このため、外国会社は、物品の売買を行うことにより商流に関与する形でのいわゆる商社事業を行えない。製造業者であっても、自社生産のための原材料や部品の輸入は許可されるが、国内生産していない自社又はグループ会社の別製品を輸入・販売する場合には、現地の卸売業者を通じて行わざるを得ない。

### 第3節 外国人による不動産関係権利の取得に係る規制

不動産譲渡制限法 (Transfer of Immovable Property Restriction Act) により外国人の不動産所有及び利用は厳しく制限されている (2012 年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書 第3部 ミャンマーの物権法 第5章 外国人の土地取得及び利用の制限)。

具体的には、外国人に対する不動産の譲渡<sup>3</sup> (不動産譲渡制限法 3 条) 及び外国人による不動産の譲受<sup>4</sup> (不動産譲渡制限法 4 条) 並びに 1 年を超えて外国人に不動産を賃貸したり、外国人から不動産を賃借したりすること (不動産譲渡制限法 5 条) が禁じられている。

条文の文言に反し、外国人が株式を保有している会社であればその保有比率にかかわらず、「外国人が保有している会社」として上記の制限が適用されるとの解釈運用がなされている。このため、外国人による不動産関係権利の取得に関する規制は、不動産を必要とする外国投資、特に製造業にとっては強力な外資規制として機能しているという実態がある。

後述するように外国投資法及び特別経済地域法は、不動産譲渡制限法の特別法として外資会社による不動産の利用 (具体的には長期間の不動産賃借) を認める点に最大の存在意義がある。

### 第4節 外国人による株式取得に係る規制

前述のとおり、ミャンマー市民が保有する株式を外国人 (外資企業を含む) に譲渡することは禁止されている (第1部 会社法 第3章 株式 第3節 株式の譲渡)。これにより、ミャンマー市民から既存内資会社の株式を譲り受けることにより、営業許可による事実上の規制や不動産譲渡制限法による規制を免れることはできない。

<sup>3</sup> 外国人又は外国人が保有している会社に対し、不動産を、売却、贈与、担保提供その他の形で譲渡すること (不動産譲渡制限法 3 条)

<sup>4</sup> 外国人又は外国人が保有している会社が、不動産を、売却、購入、贈与する、贈与を受ける、担保提供する、担保提供を受けるといった形で譲渡すること、またその他の形で譲渡を受けること (不動産譲渡制限法 4 条)

## 第3章 外国投資法

### 第1節 外国投資法の意義及び概要

#### 第1 外国投資法の意義

外国投資法はミャンマーへの外国投資を促進するために制定された法律であり、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission=MIC）の許可（MIC 許可）を取得した外国投資家に対して様々な優遇措置を与えている。外国投資法は外国投資に対する規制立法ではなく、あくまでも外国投資を促進・優遇する立法であり、外国投資法の適用を受けるかどうかは外国投資家の選択に委ねられている。

しかし、前述したように、法律の運用上営業許可を取得することができない商業や工場用地として不動産の利用権を長期間にわたって確保することが必要な製造業にとっては外国投資法の適用を受けることが事実上必須となる。

#### 第2 外国投資法の変遷

##### 1. 現行外国投資法の全体像

旧外国投資法は当初 1988 年に制定された。その後、2012 年 11 月に現行外国投資法（本報告書においては特に断り無き限り外国投資法とは現行外国投資法を意味する。）が成立した（）。外国投資法の英訳は別紙 III-1 を参照されたい。

現行外国投資法においては、外国資本に開放される事業やその条件などの重要事項は下位規範である規則（Rule）や MIC の決定に委ねられており、2013 年 1 月 31 日に以下の 2 本の告示（Notification）が告知された。

- ① 外国投資規則（Foreign Investment Rule。国家計画・経済開発省告示 2013 年第 11 号、以下「外国投資規則」という。）。外国投資規則の英訳は別紙 III-2 を参照されたい。
- ② 経済活動類型に関する規定（Classification of Types of Economic Activities。ミャンマー投資委員会告示 2013 年 1 号、以下「経済活動類型規定」という。）。経済活動類型規定の英訳は別紙 III-3 を参照されたい。

##### 2. 旧法との違い

旧外国投資法も現行法もその基本的な趣旨は外国投資の促進・優遇であり、その点は特に変わっていない。優遇措置の内容については、以下で述べるとおり、現行

外国投資法によって強化されているため、この面だけに着目して外国投資家にとって有利なものとの認識がされる傾向も当初はあった。しかし、現行外国投資法においては、その優遇措置の適用を受けるための要件（すなわち、MIC 許可の要件）が厳格化され、かつ、優遇措置の適用を受ける際に遵守しなければならない事項（すなわち、規制）が増加又は強化されている。このため、外国投資法の適用を受けることが事実上必須である外資企業にとっては、現行外国投資法によってむしろ規制強化となったと評価することが正当であろう。

その点に鑑みると、現行外国投資法の意図は、ミャンマーの経済開放を本格的に進めていくに当たって、近隣諸外国に比して緩やかな外資規制を一定程度強化した上で、優遇措置も同時に強化し、バランスがとれた形で外資の導入を図ろうとするところにあるといえるであろう。

### 第3 外国投資法の概要

#### 1. MIC 許可

##### (1) MIC 許可の取得

外国投資法の優遇措置を受けるためには、MIC 許可を取得する必要がある。MIC 許可を取得するためには、所定の申請書及び添付資料を MIC に提出する必要がある（外国投資法 19 条）。旧外国投資法下での実務であるが、MIC 許可の取得には 3 ヶ月程度の期間を要するとされていた。現行外国投資法においては、MIC は提案書受領後 15 日以内に提案書を受理するか拒絶するかを決定し、受理した場合には 90 日以内に許可をするか否かを決定するものとされているため、かかる規定が履行される限りは、最長でも申請（提案）から 105 日間で許可がされることになる。

なお、従前は MIC 許可を取得した後に営業許可を申請することとされていたが、現行法においては MIC 許可と営業許可の申請が一体化されることになった（外国投資規則 18 条）。とはいえ、概念上両者は別個の手続である。

##### (2) MIC 許可の有効期間

MIC 許可の有効期間は旧外国投資法の下では、最大 30 年であったがこれに加えて最大で 10 年の延長が 2 回可能であった。現行外国投資法の下では最大 50 年であるが、これに加えて 10 年の延長が 2 回可能とされている（外国投資法 31 条<sup>5</sup>）。

<sup>5</sup> 同条は直接には土地使用権の期間を定めた条項である。外国投資法においては MIC 許可自体についての期間を定めた条項は存在せず、土地使用権の期間が MIC 許可の有効期間に一致すると理解されている。

## 2. 最低投資額制度

旧外国投資法の下では最低投資額の制限があり、製造業の場合には 50 万米ドル、サービス業の場合には 30 万米ドルの投資を行うことが MIC 許可の条件であったが、現行外国投資法の下では一律の最低投資額制度は廃止されている。今後は業種や事案ごとに監督官庁からの指導により一定の投資を行うことが求められるものと思われる（その意味ではより裁量行政的な性格が強まったといえる。）。

## 3. 優遇措置

### (1) 税制上の優遇措置

外国投資法の優遇措置には様々なものがあるが、代表的なものは税務上の優遇措置であり、所得税が 5 年間免除される（旧外国投資法では 3 年であった）ほか、MIC の判断により、より長期間の租税免除や輸出入にかかる税金の免除などが追加的に認められる（外国投資法 27 条）。追加的な優遇措置のうち、機械、装置、設備などの輸入に係る関税等の免除は、旧外国投資法では建設期間中のみ対象であったが、事業期間に拡大されている。また、現行外国投資法では、輸出品に関する Commercial Tax の免除が新設された。このように、現行外国投資法は、特に輸出産業・製造業にとってメリットのある優遇措置を強化している。

### (2) 不動産長期利用権

実務的に最も重要な優遇措置は不動産長期利用権の確保である。前述のとおり、不動産譲渡制限法により、外資会社は不動産に関する権利を取得することができず、賃借についても 1 年を超える賃借が禁止されている。これは工場用地を必要とする製造業にとっては致命的な制約となる。しかし、MIC 許可を取得した場合には、上記の例外として国又は民間から長期間（MIC 許可の期間内）の不動産の賃借を受けることができる（外国投資法 14 章、特に 31 条）。従って、製造業にとっては MIC 許可を取得することが事実上不可欠の状況になっている（また、運用上も製造業は MIC 許可の取得を求められるのが現状である。）。MIC の許可を得れば不動産の転貸、抵当権設定、売却も可能である（外国投資法 17 条(e)）。

### (3) その他の優遇措置



このほかにも MIC 許可の期間内は事業を国有化されない保証（外国投資法 28 条）や、外国送金に関する権利が保証される（外国投資法 39 条）などの優遇措置が与えられる。

#### 4. 労働法制

旧外国投資法では、ミャンマー人雇用は努力義務・訓示規定としては存在していたが、具体的な定めはなかった。現行外国投資法では、ミャンマー人の雇用が以下のとおり義務付けられている（外国投資法 24 条(a)及び(c)）。

- ① 非熟練労働者はすべてミャンマー人を雇用する
- ② 熟練労働者については、事業年数に応じて従業員のうち一定割合のミャンマー人の雇用確保を義務化（事業開始から 2 年以内に 25%、4 年以内に 50%、6 年以内に 75%）

また、専門性が高い職位について、ミャンマー人と外国人の間で給与水準に差を設けてはならないとの定めも置かれている（外国投資法 24 条(f)）

### 第2節 外国投資法における投資制限事業

外国投資法の概要は第1節で述べたとおりであるが、現行外国投資法を旧法と比較した場合の最大の特徴は、事業類型ごとに MIC 許可の条件が細かく定められており、様々な制限（外国資本の比率に関する制限など）が適用されることにある。実務上も極めて関心が高い。そこで、本節ではこれらの制限について概説する<sup>6</sup>。

#### 第1 規制の概観

##### 1. 条文の全体像

旧外国投資法では、事業分野ごとに外資の出資比率を一定の割合までのみ認めるというような外資規制は設けられておらず、これが近隣諸国と比較した場合のミャンマーの外国投資法制の特徴であった。むしろ、旧外国投資法においては、外国投資家は最低でも 35%以上の資本を出資しなければならないとされていた。

<sup>6</sup> しかしながら、これには以下に述べる限界があることについてご留意頂きたい。まず、資料の入手という点について限界があり、外国投資規則についてはミャンマー政府による英訳が公表されておらず、独自に行った翻訳に依拠せざるを得ない状況である。経済類型規定についてはミャンマー政府による英訳が 2013 年 2 月中旬に公表されているものの、我々が独自に行った英訳との間に多くの齟齬が発見されており、英訳としての信頼性には疑問が残るを得ない。また、これらの規則の規定は極めて曖昧であり、ミャンマー人法律家も理解しかねる条項・表現や、相互に矛盾している条項が発見されている。

現行外国投資法では、事業分野に応じた外資規制を実施するための根拠規定が設けられている。具体的には以下のとおりである。

- ① 外国投資が禁止又は制限（restricted or prohibited）される事業分野が定められた（外国投資法4条）
- ② MIC が定めた分野については外資による100%投資が可能であるとの規定（外国投資法9条(a)）
- ③ 禁止又は制限された分野においてミャンマー国民と外国人が合弁事業を行う場合には、外国人は規則で定められる外国出資金の割合で事業を行うことを提案できるとの規定（外国投資法10条(a)(iv)）

上記①により外国人が事業を行うことが禁じられる事業分野があること、上記②により外国人はミャンマー人との合弁事業を強制される事業分野があること、上記③により一定の分野については外国資本による出資割合が制限されることがそれぞれ明らかになった。なお、現行外国投資法においては、旧外国投資法で存在した外国資本の最低出資割合の規定は存在していない。

## 2. 制限・禁止分野

新外国投資法4条は、以下の11の事業を制限又は禁止（restricted or prohibited）された事業として規定している。

外国投資法上の制限又は禁止業種	
1	民族の伝統文化や慣習を害する事業
2	環境や生態系を害する事業
3	陸上動物、水生生物、植物、環境、花、作物、考古学的遺産、資源、河川、港湾等に影響を与える事業
4	国に有害・有毒廃棄物を持ち込む可能性のある事業
5	国際法上有害な化学物質を製造する又は使用する工場又は事業
6	規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動
7	臨床検査中、又は使用が認められていない技術、薬品及び用具を海外から持ち込む事業
8	規則で規定される国民が行うことのできる農業並びに一年生及び多年生植物の栽培
9	規則で規定される国民が行うことのできる家畜の畜産事業
10	規則で規定される国民が行うことのできるミャンマーの海域における漁業事業
11	連邦政府の承認を得て行う、国境10マイル以内における投資活動

※ これらの翻訳にあたっては公定訳と独自に行った翻訳の双方を参照したうえで、適宜表現を簡略化

している。そのため、上記の記載は原文と完全に一致している訳ではない。

上記表からも明らかなとおり、外国投資法上においては、多くの事項が規則に委ねられている。実務上は「規則で規定される国民が行うことのできるサービス・生産活動」の内容が極めて重要な意味を持つ。これを具体的に定めたものが経済活動類型規定である。その内容は後述するが、概要としては、①禁止される経済活動（21種類）、②合弁事業でのみ許される経済活動（42種類）及び③特定の条件を満たした場合にのみ許される経済活動に区分している。上記③はさらに3種類に区分されており、③-1「特定の官庁の推薦があった場合にのみ認められるもの」（115種類）、③-2「その他の条件を遵守する必要があるもの」（27種類）及び③-3「環境アセスメントを必要とするもの」（34種類）がそれぞれ列挙されている。

## 第2 外国人の参入が禁止される事業

外国人の参入が禁止される事業は以下の21種類である。特徴としては、環境に対する配慮が強く感じられる一方で、表現がかなり曖昧になっているため、法律の運用次第では外国投資に対する強い制約となる可能性があることが挙げられる。また、電気設備の点検（14）についてはあえて禁止する理由が不明である。ヒスイ及び宝石の採取（9）についてはそもそも国営企業法で禁止されており、あえて外国投資法で禁止する必要があるのか疑問も残る。

外国人の参入が禁止される事業	
1	国防のための武器・弾薬の製造及びこれに関連するサービス
2	環境、森林破壊、宗教的な場所、伝統的な進行等を破壊する経済活動
3	化学肥料法、種苗法、その他農業関連法に違反する製造業及び農業
4	海外から輸入した廃棄物を利用した工場の設置
5	ウィーン条約及びモントリオール議定書に規定するオゾン層破壊物質の製造
6	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約により禁止されている有機物質の製造
7	海外から中古工場や中古設備を輸入する経済活動で環境保護法及び規則等で禁止された周辺の環境に影響を及ぼすような危険物質を製造する経済活動 <sup>7</sup>
8	自然林の保護及び管理
9	ヒスイ及び宝石の試掘、探掘、生産
10	中小規模の鉱物生産
11	アスベストを含む建築資材の製造及び販売
12	電気配電網の管理

<sup>7</sup> 公定訳では前半部分（海外から中古工場や中古設備を輸入する経済活動）が抜けている。

外国人の参入が禁止される事業
13 電気の取引
14 電気設備の点検サービス
15 環境や健康汚染につながる MTBE 及び TEL の使用及び輸入
16 公衆衛生に影響を与える土壌、水質、大気汚染の原因となる有害な物質、鉱物、光線、騒音、粉塵等を発生させる経済活動
17 川などでの金を含む鉱物資源の採掘
18 航空交通管制サービス
19 航海交通管制サービス
20 印刷業とメディア事業の一体運営
21 ミャンマー語を含む固有の言語での雑誌などの印刷及び出版

※ これらの翻訳にあたっては公定訳と独自に行った翻訳の双方を参照したうえで、適宜表現を簡略化している。そのため、上記の記載は原文と完全に一致している訳ではない。繰り返しになるが、この点は留意されたい。

### 第3 ミャンマー国民との合弁事業が強制される事業

#### 1. 合弁が強制される事業

外国人の単独参入が禁止される事業は以下の42種類である。特徴としては、菓子類、飲料類などの製造販売、プラスチックやゴム製品の製造など既にミャンマー内資企業が従事している事業が合弁事業強制の対象となっていることが挙げられる。また、外国投資家の関心が強い不動産開発も対象となっている。

ミャンマー国民との合弁事業が強制される事業
1 ハイブリッド種の製造及び販売
2 高収量種及び固有種の製造及び販売
3 ビスケット、ウエハース、麺、マカロニ、ベルミセリ、スパゲッティ等々の穀物加工食品の製造及び販売
4 あめ、ココア、チョコレートなどを含むあらゆる種類の菓子類の製造及び販売
5 牛乳及び乳製品以外の食品の貯蔵、製造、缶詰及び販売
6 麦芽及び麦芽アルコール飲料ならびにその他の醸造品の製造及び販売
7 蒸留酒、アルコール飲料及び清涼飲料の蒸留、生産、精製及びボトリングなど
8 氷の製造及び販売
9 精製された飲用水の製造及び販売
10 綿製の織物用糸の製造及び販売

ミャンマー国民との合弁事業が強制される事業	
11	エナメル製品、刃物類、陶器類の製造及び販売
12	プラスチック製品の生産及び販売
13	ゴム及びプラスチックの製造
14	包装事業
15	合成皮革以外の皮革原料の加工及び履物やハンドバッグなどを含む製品の製造及び販売
16	各種紙製品の製造及び販売
17	カーボン紙、ろう紙及びトイレットペーパーを含む紙製品、段ボール製品の製造及び販売
18	国内の天然資源を利用した化学製品の製造及び販売
19	可燃性物質、液体、ガス及びエアロゾル（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香料、デオドラント及び殺虫剤）の製造及び販売
20	酸化物（オキシジェン及びハイドロジェン）及び圧縮ガス（アセトン、アルゴン、ハイドロジェン、ニトロジェン及びアセチレン）の製造及び販売
21	腐食性化学品（硫酸及び硝酸）の製造及び販売
22	気体・液体及び固体を含む産業用ガスの製造及び販売
23	薬品原料の製造及び販売
24	ハイテクを利用したワクチンの製造
25	産業用及び金属鉱物資源の探査及び試掘：国営企業法との関係
26	大規模鉱物生産
27	ビル及び桁建設に使用する組み立て式鉄骨フレーム並びに成形用コンクリートの製造
28	橋脚、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設
29	国際水準のゴルフコース及びリゾート施設の開発
30	住宅用アパート・コンドミニアムの建設、販売及び賃貸
31	オフィスビル及び商業ビルの建設及び販売
32	工業地域に隣接した住宅地区での居住用アパートの建設、販売及び賃貸
33	一般大衆向け住宅の建設
34	ニュータウンの開発
35	国内線航空サービス
36	国際線航空サービス
37	乗客及び貨物用水上運送サービス
38	ドックでの船舶の建設及び修理
39	コンテナデポの建設を通じたポートサービス及び倉庫業
40	客車及び貨車エンジンの製造
41	民営の専門病院及び伝統医療病院
42	旅行業

※ これらの翻訳にあたっては公定訳と独自に行った翻訳の双方を参照したうえで、適宜表現を簡略

化している。そのため、上記の記載は原文と完全に一致している訳ではない。繰り返しになるが、この点は留意されたい。

## 2. 合弁事業の外資出資割合

合弁事業が強制される場合には外資が出資可能な割合が問題となるが、この点については、禁止又は制限された分野においてミャンマー国民と外国人が合弁事業を行う場合には、外国人は規則で定められる外国出資金の割合で事業を行うことを提案できるとの規定（外国投資法 10 条(a)(iv)）が外国投資法に存在する。

これを受けて外国投資規則には、制限又は禁止される（restricted or prohibited）投資事業に関してミャンマー市民との間で合弁事業が営まれる場合には、外資の出資比率が 80%を超えてはならないことが規定されている（外国投資規則 20 条）。

## 第4 特定の条件の下で外国人の参入が可能な事業

前述のとおり、特定の条件の下で外国人が参入できる事業はさらに 3 種類に区分されており、③-1「特定の官庁の推薦があった場合にのみ認められるもの」（115 種類）、③-2「その他の条件を遵守する必要があるもの」（27 種類）及び③-3「環境アセスメントを必要とするもの」（34 種類）がそれぞれ列挙されている。ここでは全てを列挙しないが、詳細は別紙 VI-2 を参照されたい。以下では特徴的な点をいくつか列挙するにとどめる。

### 1. 特定の官庁の推薦があった場合に認められるもの

これらの類型については都度監督官庁との交渉が必要となり、その際にどのような追加的な条件や義務を課されることになるかという点が今後実務上の関心事項となるであろう。

例としては、製造業については、工業省の推薦が必要な事業に分類されるとともに一定の条件を付されているものがある。例えば、飲料の製造については一定の国内原料使用条件が付されており（項目 5-2）、塗料等の製造については外資比率の上限は 70%とされている（項目 5-8）。また、外国からの輸入原料を用いる化学品の製造については一定の限定された期間のみ許可が行われる取り扱いとなっている（項目 5-10）。

### 2. その他の条件を遵守する必要があるもの

その他の条件の例としては、一定の基準（国際的な基準等）に従うことや、一定の質・グレード以上の事業運営を行うこと、既存の内国資本に対する一定の配慮及び一定の外資出資割合以下とすることなどが挙げられる。

例えば、ホテル業については、3つ星クラス以上の場合には外資100%での参入が可能とされているが、それ未満の場合には合弁事業が強制される（項目17）。また、スーパーマーケット・デパートなどのリテール事業については、内国資本の既存店舗から距離が離されていることや店舗の大きさなどについて制限が課されている。なお、リテール事業が合弁事業で行われる場合には内国資本が最低40%参加しなければならない（項目19）。

### 第3節 今後の課題

外国投資法の概要は以上のとおりであるが、いくつかの課題があるように思われる。

#### (1) 条文の文言の曖昧さ

まず、外国投資規制全般にかかる法律の条文が曖昧であるため、今後更に確認・検証が必要な事項が散見されることである。例えば、スーパーマーケット・デパートなどの小売事業については上記の規定（項目19）がある一方で、別の箇所（20、21、25及び26）にも別途の条件を記載した記述があり、どの条件が適用されるのかが一見して不明確である。また、小売事業の項目19番では、「合弁事業で行われる場合には」内資が40%参加することが条件となっているが、外国資本100%での事業が可能であるかについては必ずしも判然としない<sup>8</sup>。

#### (2) MICによる投資許可基準の不明確さ

現行外国投資法制の下では、ミャンマーへの外国及び国内投資家による投資許可にかかる最終的な判断はMICの決定に委ねられる。

もともと、MICによる投資許可については、必ずしも明確な基準や要件が規定されておらず、実際にはケースバイケースで判断されるケースが散見される。

例えば、外国投資規則によれば、禁止又は制限業種におけるミャンマー人との合弁形態の場合、外国資本比率は80%を超えてはならないとの規定が存在するが、禁止又は

<sup>8</sup> ミャンマー人法律家に確認したところミャンマー語では「合弁事業で行われる場合には（if conducted in joint venture）」となっており、文理解釈からすれば外資100%も許容しているように読めるとのことであった。しかし、別紙V-2に添付したミャンマー政府の英訳では「At least 40% local investment must be included in joint-venture」となっており原文にある「If conducted in joint venture」の要素が抜け落ちている。これが翻訳の不正確さによるものなのか、背後に何らかの政策的意図があるものなのかは不明である。

制限業種の詳細が規定されておらず、当該制限がどの業種に適用されるのかは不明瞭な部分がある。

また、経済活動類型規定によれば、製造業については紙、飲料、建設資材、化学品などの一部の分野で合弁が強制されるものの、許容される外資比率も一部の例外を除き80%と比較的高いといえる。しかしその一方で、省庁の推薦が必要な経済活動については、詳細な投資基準や要件が規定されておらず、実際には、申請の度に監督官庁との交渉が必要となる。また、その際にどのような追加的な条件や出資比率等の義務を課されることになるかについてケースバイケースにて判断されることが通例となっている。

さらに、案件の規模によっても MIC 許可の可否に実務上の影響が出てきているようである。すなわち、少額の外国投資の案件においては MIC による許可がおりない傾向にあるようである。

### (3) 商業 (Trading) にかかる事業への参入障壁

上述のとおり、運用上の規制として、ミャンマー政府は外国会社に対する商業 (Trading) にかかる営業許可の発給及び更新が停止している。

商品の輸入・卸売・小売といった一連の商業活動にあたる「Trading」は、外国企業、とりわけ商社や製造業者にとって必要不可欠なビジネス形態である。「Trading」の禁止は、大規模な製造業者のビジネス形態に悪影響を及ぼすだけでなく、中小企業製造業や商社を巻き込むサプライチェーン体制の構築を阻害する問題である。また、進出を検討している日系製造業者の多くは、自社製品の販売だけでなく、自社の責任のもと製品のアフターフォローを行いたい意向がある旨聞いている。このため、現地代理店を通じてのみ販売するのではなく、直販体制を構築したいと希望している。以上からしても、外国会社に対する「Trading」にかかる営業許可の付与の緩和が望まれる。

この点、ミャンマー政府は2015年までに同措置を緩和すべく、国家計画経済開発省、MIC、商業省を含む政府内委員会で検討がなされているとのことである。同措置を政策的に実施している主幹官庁である商業省は、一部の商品から段階的に自由化することを検討している模様だが、本件の全面的な解決にはいまだ時間を要するものと思われる。

### (4) 建設業への参入障壁

建設業については、会社法に基づく営業許可を取得する形態による進出については建設関係のコンサルティングに限り認められていた。ところが、DICAによれば、2013年末より建設請負そのものについての合弁事業に関する営業許可の発給が認められ始めた模様である。仮にかかるDICAの方針が今後も続くのであれば建設業については外国投資に関して大幅な規制緩和が行われたことになるが、この点については慎重に推移



を見守る必要がある。

2013 年未までの建設業に関する規制の状況としては、上記のとおり会社法に基づく営業許可を取得する形態による進出についてはコンサルティングのみが認められていた。そして、建設請負そのものを行う業態については、経済活動類型規定に建設業に関する規定が存在し、外国投資法の適用を受けることが事実上前提とされていたものと見受けられる。その条件としては、現地企業との合弁を条件に投資が許可される場合や建設省等の推薦を条件に投資が許可される場合が規定される。なお、インフラ関連の建設に関わる規定として、「橋脚、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設（インフラ関係の建設業）」についてはミャンマー資本との合弁を条件として認められる（下表2）。また、「（国内水運に関わる）その他の建設関係の事業及び建築」については国との合弁を条件として、かつ、運輸省からの推薦状を取得することにより認められる（下表6）。これらのインフラ関連の建設事業は、合弁事業の形でのみ投資が許可されると規定されるが、建設産業の基盤が不足している段階において、日系の建設業者がミャンマーでの事業に際して十分な施工を実施できるだけのパートナーを見つけることが難しいため、合弁形態のみでの参入は事実上困難な状況にある。

【経済活動類型規定における建設業関連規定の整理表】

経済活動	合弁要件	推薦状取得要件
2) 橋脚、高速道路、地下鉄網などの鉄道・道路網の建設（インフラ関係の建設業）（ミャンマー資本との合弁が必要な経済活動 28）	ミャンマー資本との合弁形態	-
4) 工場の建設、機械設備の据え付け、検査（官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」3）	-	ASEAN 諸国内で合意された基準及びミャンマーの建築基準その他の法規に準拠すること
5) 防災のための構築物で高度の技術を要するものの建設（官庁の推薦状が必要な経済活動「11. Ministry of Construction」6）	-	ASEAN 諸国内で合意された基準及びミャンマーの建築基準その他の法規に準拠すること
6) 「（国内水運に関連する）その他の建設関係の事業及び建築」（官庁の推薦状が必要な経済活動「7. Ministry of Transport」23）	-	国との合弁のみ許可される

#### 第4節 今後の展望

外国投資法の許可を求めるかどうかは外国投資家の判断次第であるが、以上のとおり今般多くの経済活動（製造業のみならずサービス業も含む。）について制限や条件が付されたことに伴い、特にサービス業については外国投資法の許可をあえて求めないという動きが生じることも予想される。しかし、そのような場合に会社の設立・営業許可が機動的に行われるかという点は予断を許さないようにも思われる。すなわち、会社設立にあたり外

国投資法と同様の制限を付されたり、外国投資法の申請を強制されたりする可能性もあるように思われる。

## 第4章 特別経済地域法

前述のとおり、外国投資法は外国資本に対する優遇策としての側面のみならず、外国投資が事実上禁じられる分野に風穴を開けるという機能を有している。特別経済地域法もこれと類似した機能を有している。違いは外国投資法がミャンマー全土にわたって適用されるのに対して、特別経済地域法は特定の指定された地域（特別経済地域）にのみ適用されるという点である。

### 第1節 SEZ法の変遷

ミャンマーにおいては2011年制定のミャンマー特別経済地域法（The Myanmar Special Economic Zone Law）（以下「SEZ法」という。）とダウェイ特別経済地域法（The Dawei Special Economic Zone Law）という2つの法律が既に存在するが、両者の内容は殆ど共通している。しかし、これらの法律に基づく運用実績はほとんど存在しなかったことから、抜本的な法改正が待たれていたところ、2014年1月にSEZ法が改正され、ダウェイ特別経済地域法は廃止された。

改正SEZ法は、ミャンマーの指定地域における特定業種に対する投資又は開発業について、内国資本及び外国資本のいずれに対しても一定の優遇措置を設けるものがあるが、日本が中心にプロジェクトを進めているティラワ地区の開発を念頭に置いていると言われている。本章ではかかる改正SEZ法の概要を説明する。

### 第2節 改正SEZ法の概要

#### 第1 SEZ法の特徴

特別経済地域法の最大の特徴は、特別経済地域（SEZ）においては、他の法律（例えば、外国投資法、前述した外国投資に対する様々な規制、輸出入や為替管理に関する規制及び労働法など）に優先して適用されるという点にある。また、SEZの管理運営機関である管理委員会（Management Committee）が強い裁量を有している。このため、特別経済地域においては相当に柔軟性の高い投資環境を整備することが可能となっている。

## 第2 SEZ の設置及び運用

ミャンマー連邦政府は特別経済地域全体を統括する中央体（Central Body）を組織し（SEZ 法 5 条(a)）、中央体（Central Body）が、ミャンマー連邦政府の承認の下、その支援機関である中央運営体（Central Working Body）を組織する（SEZ 法 7 条(a)）。両機関が SEZ の方針や運営計画等を策定し、ミャンマーの連邦議会（Pyidaungsu Hluttaw）の許可を条件として、特定の SEZ を設置することができる（SEZ 法 12 条）。

設置された特定の SEZ においては管理委員会が組織され、中央体がそのメンバーを選任する（SEZ 法 9 条(a)）。管理委員会は、特別経済地域を、自由区域（Free Zone）及び振興区域（Business Promotion Zone）に分類することができることとされており（SEZ 法 16 条(a)）、自由区域及び振興区域のいずれにおいても 100%内資、100%外資又は合弁事業が許容されている（SEZ 法 24 条・27 条）。SEZ において事業を行うためには、当該地域の管理委員会の許可が必要となる（SEZ 法 30 条・11 条(c)）<sup>9</sup>。この管理委員会の許可が外国投資法上での MIC 許可に代替するものであると思われる。

## 第3 企業の参入方法

SEZ に参入する方法として 2 つの分類がある。製造業、物流業、貿易業その他管理委員会の許可する事業に対する出資者である「投資家（Investor）」と、SEZ における建設、インフラ等の整備、地域の運営及び保守を行う業者である「開発業者（Developer）」である。いずれの参入方法を採用するかによって、遵守義務及び優遇措置の内容が異なる。

## 第4 優遇措置

改正 SEZ 法上定められている優遇措置の概要は以下のとおりである。

### 1. 輸入税（import revenue）に関する優遇

(i) 自由区域内の投資家に対しては、製造のための原材料の輸入等に関して無期限の関税その他の税金の全額免除（SEZ 法 44 条(b)(c)）、(ii) 振興区域内の投資家に対しては、販売目的でない機械類等の輸入に関して事業開始から 5 年間の関税その他の税金の全額免除及び翌 5 年間の 50%の免除が認められる（SEZ 法 44 条(d)）<sup>10</sup>。

<sup>9</sup> 管理委員会の許可は、条件を充足している限り申請日から 30 日以内に発行される旨明文で定められている（SEZ 法 11 条(c)）。

<sup>10</sup> なお、(ii)に関し、製造のための原材料の輸入については通常に関税その他の税金が課せられるものの、当該原材料を用いて完成品（finished product）又は半完成品（semi-finished product）を製造し、輸出等した場合には課税分の償還を受けることが可能である（SEZ 法 45 条(b)）。

これに対して、開発事業者に対しては、建築資材等の輸入に関して無期限の関税その他の税金の免除が認められている（SEZ法44条(a)）。

## 2. 通関

改正SEZ法の大きな特徴として税関・通関等に関する特別なルールが設けられた。自由地域については、通関上ミャンマー国外と同じ扱いとされており、自由区域内への輸入については基本的には通関手続は不要である。もっとも、輸入品及び自由地域内で製造した物を振興区域を含むSEZ外に移動させるためには通常に通関手続を経る必要がある。

これに対して振興地域については、既存の通関にかかる法規制に沿った手続が必要であり、自由地域におけるような優遇措置は定められていない。

## 3. 所得税（income tax）の優遇

外国投資法と同様に一定の所得税の減免優遇措置が認められている。

投資家は、事業開始から当初7年（自由区域内）又は5年（振興区域内）の所得税の全額免除が認められる（SEZ法32条）。これに対して、開発業者は、事業開始から8年間の免除が認められている（SEZ法40条）。いずれの形態による参入も、翌5年間の50%免除、さらに一定の要件を満たす場合、次の5年間も50%免除が認められている。

## 4. 不動産の長期利用

改正SEZ法においても外国投資法と同様に外国投資家に対する不動産の長期利用が認められている。両法の相違点として、土地賃借の許可権者が外国投資法上はミャンマー投資委員会（MIC）であるのに対して、改正SEZ法上は管理委員会となっている。また、外国投資法上は、最大50年間の土地の賃借権及び最大10年間の延長が2回まで可能であるのに対して、改正SEZ法上は、最大50年間の土地の賃借権及び最大25年間の延長が可能である（SEZ法79条）。

## 第5 労働法制

SEZにおける雇用関係は、管理委員会の全般的な監督下におかれることとなる（SEZ法70条）。

外国投資法上、投資家にミャンマー人雇用義務が定められているのと同様に、改正

SEZ 法においても「投資家」に対して、ミャンマー人の雇用が以下のとおり義務付けられている。

- ① 非専門・熟練技能職に関しては、100%ミャンマー人を雇用する（SEZ 法 74 条）。
- ② 専門・熟練技能職に関しては、事業年数に応じて従業員のうち一定割合のミャンマー人の雇用確保を義務化（事業開始から 2 年以内に 25%、4 年以内に 50%、6 年以内に 75%）（SEZ 法 75 条）

### 第3節 今後の課題

今後改正 SEZ 法の規則（Rules）が制定される予定であり、改正 SEZ 法の運用も含めて今後の動向を注視する必要がある。特に注目されるのは、SEZ において、どの事業に対して、どのような条件の下に管理委員会の許可がなされるのかという点である。ミャンマーにおける外国投資規制を含む一般的な法規制が特別経済地域の中でどの程度緩和されるのか注目したい。

### 第5章 まとめ

以上によれば、ミャンマーにおける外国投資のルートは大きく分けて 4 つあることになる。

- ① 会社法に基づき営業許可を受けて会社を設立するルート  
サービス業等がこのルートを用いることができる。
- ② 外国投資法に基づく MIC 許可を受けたうえで会社を設立するルート  
この場合でも会社法に基づく営業許可の取得は必要となる。  
サービス業、製造業等多くの業種がこのルートを用いることができる。
- ③ 国営企業法により規制される事業について、国営企業との合弁事業など特殊な条件を満たしたうえで参入する場合
- ④ 特別経済地域法に基づき管理委員会の許可を受けたうえで会社を設立するルートである。  
サービス業、製造業等多くの業種がこのルートを用いることができる。  
特別経済地域の指定や開発が行われるまでは利用できない。

以上をまとめると以下の図のとおりとなる。

【4つの外国投資ルート】

